

これまでのWGの議論のまとめ

平成24年7月23日
総務省地域情報政策室

東日本大震災における地方公共団体の対応

陸前高田市のケース

-2-

被害：津波により庁舎壊滅 震度6弱

	3/11	3/12	3/14	3/15	3/18	3/20	3/29	4/15	4/27	5/29
経過日数	発災当日	1日	3日	4日	7日	9日	18日	1ヶ月	1.5ヶ月	2.5ヶ月
住民の安否確認	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部設置 津波発生後学校給食センターに移設 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所設置 名簿記入依頼 壁に掲載 (手作業、紙の表) 		<ul style="list-style-type: none"> 突合作業 2月末の住基台帳 (業者>紙、CD) 	<ul style="list-style-type: none"> D/B構築 (フリーソフト)用 	<ul style="list-style-type: none"> 仮設庁舎設置 簡易な安否照会システムの運 		<ul style="list-style-type: none"> 3/23 住基システム、財務会計システム仮運用 		
各種証明事務					終了					
外部との連絡手段	<ul style="list-style-type: none"> 衛星移動携帯2台 (本部に運び込み) 							<ul style="list-style-type: none"> 通信衛星インターネット接続機器 (本部) インターネット接続機器 (仮設庁舎に設置 総務省より貸与) 		
住民への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 携帯のワンセグ ラジオ (電池が続く限り) 					<ul style="list-style-type: none"> 市広報臨時発行 (1枚紙) 自衛隊員が避難所へ配布 (ほぼ毎日) 		<ul style="list-style-type: none"> HP再開 (一関市の協力) 		
備考	<ul style="list-style-type: none"> 停電 									<ul style="list-style-type: none"> 通電 (通常) (高压)

住民データの速やかな入手が課題。

復旧不可能なデータの確保が課題

停電時のB/Uが課題

7月
 ・90台PC支援 (必要台数300台)
 ・LGWANを接続 (職員間メールはGメール対応)

8月
 ・住基NWと接続

(出展) (財)地方自治情報センター「東日本大震災における地方公共団体情報部門の被災時の取組みと今後の対応のあり方に関する調査研究」(現地調査報告書)を基に作成

東日本大震災における地方公共団体の対応

宮古市のケース

-3-

被害：津波により本庁舎一階水没 震度5強

	3/11	3/12	3/14	3/20	3/26	3/27	3/28	4月	5月中旬	5月下旬
経過日数	発災当日	1日	3日	9日	15日	16日	17日	1ヶ月	2ヶ月	2.5ヶ月
住民の 安全確認		・市内全域の公共施設に避難所を設置								
各種 証明 事務		3/12 総合窓口部署から住民情報システムの稼働要請があり3/14に再開。 再開時には金融機関へ提出する本人確認書類として住民票又は保険証の発行業務が多数を占める。								
	・データ損失なし (B/Uを本庁舎金庫に保管)		・出先事務所にサーバ移転 ※大型非常発電機あり (証明発行再開) ・他の施設はスタンドアローンPCで受付	・り災証明発行開始 (手書き処理)	・本庁舎へ移転 窓口復旧作業	・本庁窓口業務再開	・全窓口オンライン 異動処理再開			・被災者支援システム構築運用 ・義援金交付(4回目以降)
外部との 連絡手段	・固定電話不通 ・衛星携帯なし ・携帯電話(通話困難)							・本庁舎電話復旧		・衛星携帯数台調達
住民への 情報提供										
備考	・停電 ・停電により本庁舎NW停止				・復電 ・庁内LAN復旧	・FOMA網のVLAN仮設事務所へ移転施設で回線確保				5/20,5/25,6/1 イントラ復旧 ・各総合事務所 ・各出張所

遠隔地のバックアップが使えない。
データの取り出し方法が課題

東日本大震災における地方公共団体の対応

双葉町のケース

-4-

被害：原子力災害により全住民避難 震度6強

	3/11	3/12	3/18	3/19	3/20	3/31	4/11	4/18	6/22	9/XX	
経過日数	発災当日	1日	7日	8日	9日	20日	1ヶ月	38日	3ヶ月	6ヶ月	
住民の安否確認	<ul style="list-style-type: none"> 町内の小中学校に避難 避難指示 (原発1号機半径3km) 	<ul style="list-style-type: none"> 川俣町に避難 (11か所) 災害対策本部設置 避難範囲が半径10kmに拡大 避難者名簿作成 (紙) (不完全) パソコンにエクセル入力 (USBメモリに保存) (プリンタ、PCを川俣町より借用) システムB/U用DATをセット 		<ul style="list-style-type: none"> 避難者 > さいたまスーパーアリーナへ移転 (移動バス内で紙の避難者名簿作成) 	<ul style="list-style-type: none"> 委託業者が住基B/Uデータ持参 エクセルでの閲覧開始 (業者による設定) 突合作業 	<ul style="list-style-type: none"> 埼玉県加須市の旧高校内へ行政機能を移転 (埼玉支所) (民間からPC80台譲受) 庁舎から住基、戸籍データ取出し (B/Uデータ) 		<ul style="list-style-type: none"> システム回復旧 		<ul style="list-style-type: none"> いわきのデータセンタと契約 (ホスティング) 	
各種証明事務	<p>避難者が避難所を転々と移動したため、正確な避難者名簿が作成できなかった。</p>			<p>終了</p>							
外部との連絡手段	<ul style="list-style-type: none"> インターネット (発災2時間後復旧) 携帯メール (途切れ途切れ) 携帯電話 (通話不可) 固定電話、FAX...OK 衛星移動携帯はなし 			<ul style="list-style-type: none"> 埼玉県が固定電話を手配 携帯電話つながり始める (携帯充電器支援) 							
住民への情報提供						<ul style="list-style-type: none"> 災害版ホームページ立上げ (NTTの支援) 					
備考						<ul style="list-style-type: none"> 応援要員 (島根県、山口県5~6名) コールセンターシステム導入 					

(出展) (財)地方自治情報センター「東日本大震災における地方公共団体情報部門の被災時の取組みと今後の対応のあり方に関する調査研究」(現地調査報告書)を基に作成



東日本大震災 被災団体における発災直後の状況

被災団体	宮古市(岩手県)		陸前高田市(岩手県)		双葉町(福島県)	
人口 (H22/10/1)	59,430人		23,300人		6,932人	
避難場所	・市内全域の公共施設		・市内全域の公共施設 ・3/12 学校給食センターに災対本部設置		・3/11 川俣町 ・3/19 さいたまスーパーアリーナ	
電源	×	・3/26復電	×	・3/14復電(災対本部地域のみ) ・5/29仮庁舎復電	○	
ネットワーク	○	・復電(3/26)まで使用不可	×	・喪失 ・7/23稼働開始	○	・4月埼玉支所内NW敷設
システム	○	・復電(3/26)まで使用不可	×	・サーバ水没 ・3/23仮サーバによる運用 ・5/16仮庁舎へ移転 ・7/25本サーバ運用開始	○	・3月末 庁舎から持出し
データ	○	金庫にB/Uデータ保管	×	・喪失(B/Uデータ再生不能) ・4月下旬以降HDDから復旧	○	
庁舎	△	・1階は津波で水没 ・2階サーバールームは無事	×	・壊滅 ・3/12 学校給食センター(災害対策本部設置) ・5/16 仮庁舎	○	・3/11 川俣町 ・3/19 さいたまスーパーアリーナ ・3/31 埼玉県加須市(埼玉支所)
外部との 連絡手段		△携帯電話(つながりにくい) ×固定電話(4月に復旧) ×衛星移動携帯電話(配備なし)		○衛星移動携帯電話2台 ×携帯電話(3/18一部復旧)		○固定電話 △携帯メール(一部可) △インターネット(2時間不通) ×携帯電話(3/18復旧)
住民への 情報提供手段		・記述なし	×	・3/18からほぼ毎日、市広報臨時発行(1枚紙) ・情報源はワンセグ放送とラジオ	×	・3/20災害版HP立上げ
ベンダの対応	×	・停電のため3/13まで連絡不能	×	・3/15住基データ持込み	×	・当初いわき市のベンダーと連絡不通 ・3/20住基データ持込み

(出展) (財)地方自治情報センター「東日本大震災における地方公共団体情報部門の被災時の取組みと今後の対応のあり方に関する調査研究」(現地調査報告書)を基に作成



東日本大震災の教訓と現状認識

- 東日本大震災の発生直後、地震及び津波とそれに伴う停電などによって、多くの地方公共団体において、住民情報システム等の基幹システムをはじめ、ホームページ・インターネット・固定電話・携帯電話・パソコン等の通常の情報通信機器が、利用不可能な状態となった。
- 発災直後における避難者の名簿作成に加え、名簿と住民情報の突合・確認に困難を極めたほか、安否情報等の提供にも支障が生じた。
- 住民情報システム等の停止は、各種証明書を利用して経済活動の再開を図ろうとする住民のニーズに迅速に応じることを困難にした。このことが、被災者支援のスピードを鈍化させたとの指摘もある。



○策定率

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
都道府県	6.4%	21.3%	31.9%	34.0%
市区町村	2.3%	4.1%	5.8%	6.5%

○策定団体数(累計)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
都道府県	3	10	15	16
市区町村	41	74	102	113

ICT-BCPガイドラインの特徴(1/3)

○小規模な市区町村を含め、あらゆる地方公共団体が自らの状況に応じて段階的に取り組むことができるように、「策定の手引き」を内容とするガイドライン(本編)第3章については、次のような三部構成としている。

第3章

第1部 BCP策定の基盤づくり

ICT部門が主導して実施が可能な範囲での課題を取り上げ、最低限実施しなければならない取組をポイントを絞って記載。

簡易かつ低コストで実施できる業務継続に不可欠な事前対策等を検討することを主な目的とする。

ステップ
アップ

第2部 簡略なBCPの策定

ICT部門における重要業務の選定、業務の中断の原因となりかねない要素・資源の抽出や事前対策計画の策定・実施、業務継続・復旧に関する行動等を記載。

第1部を発展させ、業務部門を含めた検討体制を構築し、業務部門の意向も踏まえた簡略なBCPを策定することを目的とする。

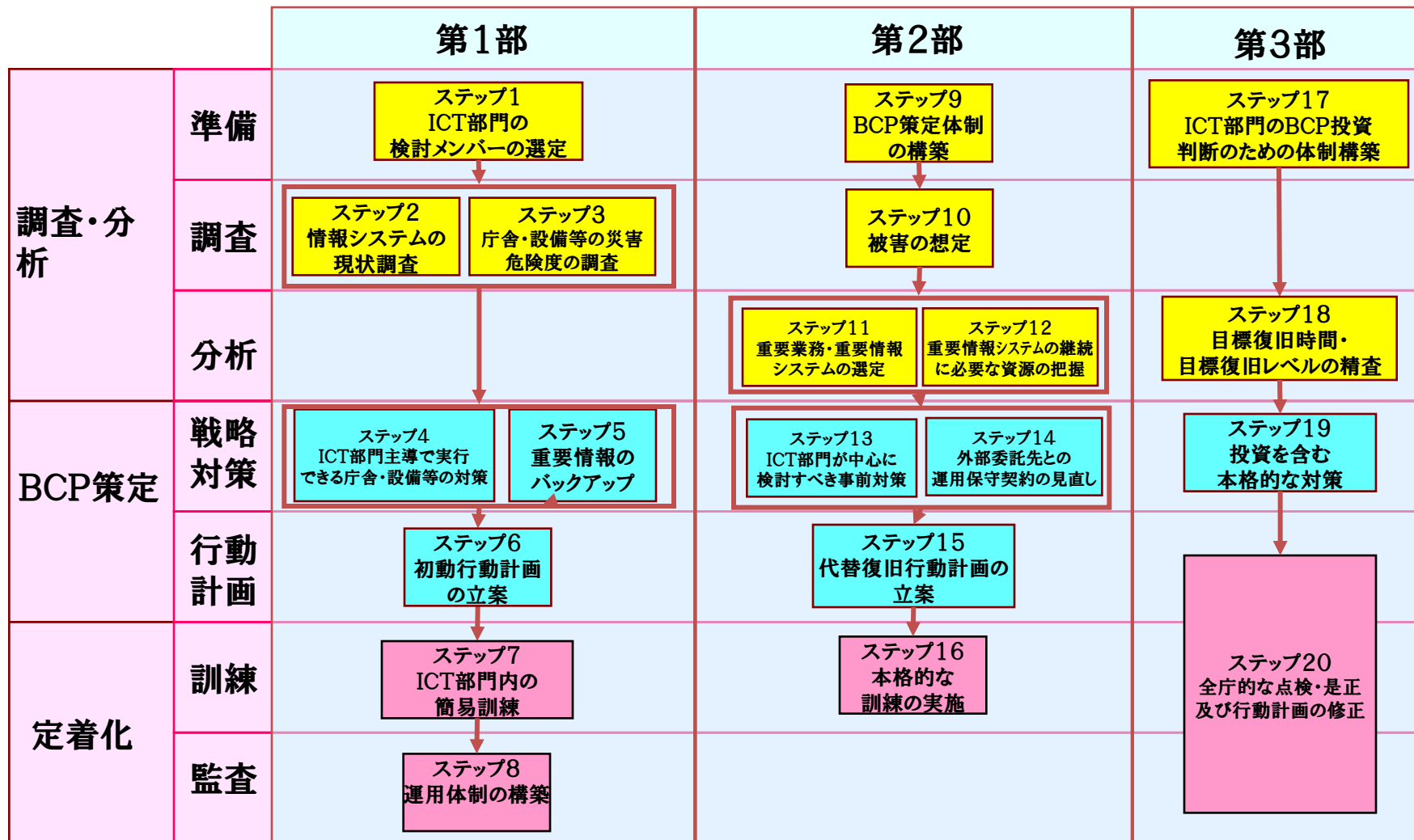
ステップ
アップ

第3部 本格的なBCPの策定と全庁的な対応との連動

多額の投資判断を要する事項など、首長等を含む全庁的な検討体制の下で実施する取組を記載。

ICT-BCPガイドラインの特徴(2/3)

「策定の手引き」を内容とするガイドライン(本編)第3章では、第1部から第3部までの検討フローをステップとして分割し、検討が容易な順序で構成。



ICT-BCPガイドラインの特徴(3/3)

本ガイドラインによるICT部門のBCP策定に関する具体的なイメージが容易に把握できるようにするため、実際にBCPの策定に着手している地方公共団体の取組を参考に本ガイドラインを実践した場合のサンプルを作成し、添付。

ICT部門の業務継続のための 基礎的対策計画(サンプル)

1. 計画の趣旨・基本方針
 - (1) 計画の趣旨
 - (2) 基本方針
2. 緊急時対応計画
 - (1) 緊急時対応体制
 - (2) 緊急時における行動計画
 - (3) 緊急連絡リスト
 - (4) 被害チェックリスト
3. リソースの現状(脆弱性)と代替の有無
4. 被害を受ける可能性と事前対策計画
5. 平常時の業務継続力の維持向上の体制・計画
 - (1) 運用及び検討体制
 - (2) 訓練計画
6. 参照文書リスト
7. 資料

※ ガイドライン(本編)第3章第1部のみに対応

ICT部門の業務継続計画(サンプル)

1. 業務継続計画の趣旨・基本方針
 - (1) 業務継続計画の趣旨
 - (2) 基本方針
2. 運用体制と役割
3. 被害想定
4. 重要システム
5. 緊急時対応・復旧計画
 - (1) 緊急時対応体制
 - (2) 緊急時における行動計画
 - (3) 代替・復旧の行動計画
 - (4) 参照文書リスト
 - (5) 緊急連絡リスト
 - (6) 被害チェックリスト
6. リソースの現状(脆弱性)と代替の有無
7. 被害を受ける可能性と事前対策計画
8. 平常時の業務継続力の維持・向上の体制・計画
 - (1) 運用体制
 - (2) 訓練計画
9. 資料

※ ガイドライン(本編)第3章全体に対応



行政情報化担当職員数

-11-

		団体数 ①	職員数 ②	1団体当たりの職員数 ②÷①
都道府県		47	1,291	27.5
市区町村	特別区	23	499	21.7
	指定都市	19	692	36.4
	市	767	5,416	7.1
	町村	928	3,075	3.3
	小計	1,737	9,682	5.6
合計		1,784	10,973	6.2

職員数…各地方公共団体において採用された職員であり、情報主管課に所属する職員

地域防災計画との関係

- 地域防災計画は、緊急事態発生直後の対応に重点を置いており、自らの被害は想定していない。
- 自らの被害を合理的に想定したBCPを策定することが重要。

